

生環第 608 号
平成16年8月19日

国土交通省九州地方整備局長 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

一般国道57号（中九州横断道路）大野竹田道路
環境影響評価方法書に対する意見について

平成16年3月3日付け国九整広計第45号で提出のあった上記の環境影響評価方法書について、環境影響評価法第10条第1項の規定による意見は下記のとおりです。

記

1. 全般的事項

- (1) 地域特性を十分把握するため、方法書の対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）で述べられた内容に加え、各項目において地域特性を把握するための文献調査及び現地調査を適宜追加し、十分な調査を実施すること。その結果、調査等の変更を行う必要が生じた場合には、県と協議の上、その内容を検討すること。
また、その調査をもとに事業実施による影響を客観的に予測評価し、影響がみられた場合の保全対策に万全を期すこと。
- (2) 現段階では、本計画の具体的な内容は明らかにされていないが、路線の位置及び道路構造の具体化に当たっては、複数の案を検討するなど、事業実施区域内及びその周辺の幼稚園、学校、病院等及び重要な動植物の生息地といった環境保全上の配慮が特に必要となる地域への影響をできる限り回避・低減する必要があること。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、複数案の比較検討及び実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討を可能な限り定量的に行い、講じようとする環境保全措置の妥当性について検証する必要があること。

2. 大気環境

- (1) 既存道路において、道路交通騒音が環境基準値を超過している地点があることから、工事用車両の運行ルートの選定に当たっては、既存道路の道路交通騒音レベルや交通量を考慮するとともに、工事用車両を分散して運行するなど道路交通騒音への影響ができるだけ低減する必要があること。
- (2) 自動車の走行による影響については、予測対象時期は計画交通量が見込まれる時期

としているが、本計画道路が部分供用される場合や本計画道路の供用時に連結する予定道路が供用されない場合には、その時点においてインターチェンジに接続する既存道路の交通量が一時的に大きく増加するようなことなどが考えられる。このため、本計画道路の区間ごとの供用時期、本計画道路の供用時の車線数等の条件によって、交通量等の予測の前提条件が大きく変化する場合には、このような供用条件の変化に対応して、必要な時期における道路交通騒音等の大気環境の予測、評価を行うこと。

3. 水環境

(1) 調査対象河川は、環境基準が設定されている大野川、稻葉川、玉来川以外に、環境影響評価対象地区の平井川、市万田川、酒井寺川、笹無田川、濁淵川を調査対象河川に加えること。

また、測定項目は、環境基準項目のみならず、この地域の河川、地下水を特徴づける主要化学成分を明らかにし、工事による変動を調査する必要がある。測定すべき地域の水を代表する主成分としてケイ酸、硫酸イオン、炭酸水素イオン、塩化物イオン、ナトリウムイオン、カルシウムイオン等の化学成分を測定することが好ましい。

(2) 竹田湧水群のほか、調査対象区域内にある湧水について、湧出量及び水質等の変化を調査すること。

(3) 対象事業実施区域においては、地下水等の利用者が多いと思われる所以、トンネル工事その他で地下水脈を切断し、汚水や薬剤が混入することのないように十分な対策をたてておく必要がある。

4. 地形・地質

地形・地質について、十分な文献調査及び現地調査を実施し、事業実施区域の現況を十分に把握したうえで予測評価すること。

5. 動物、植物及び生態系

(1) 事業実施区域及びその周辺で、重要な動物・植物が確認されているため、現地調査の地点・範囲、ルート、時期等の選定に当たっては、専門家等の指導・助言を踏まえ適切に行い、また現地調査の結果、新たに重要な種等が確認された場合は、専門家等の指導・助言を踏まえ追加的な調査を行うなど十分な調査を行う必要があること。

(2) 文献調査で、広域で概要的な植生や植物相の把握のうえで、対象工事により土地改変等の環境影響が予測される対象道路事業実施区域、及び必要によってはそれを超える区域を加えての詳細なフローラ及び現植生の調査を実施すること。

(3) 自然度の高い植生やフローラは河川沿いなどの崖地に集中している傾向にあるので、対象道路事業実施区域を横切って流れる田代川、平井川、濁淵川などの上流域の河川及び河岸の詳細な植生及びフローラの調査が必要である。

(4) 猛禽類調査の結果、調査区域及びその周辺で、クマタカ等の重要な猛禽類が確認されており、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行（以下、「工事用車両の運行」という。）による繁殖等への影響が考えられるため、「建設機械の稼働」及び「工事用車両の運行」による動物及び生態系への影響について、環境影響評価を

行うべき項目として選定する必要があること。

- (5) 地域を特徴づける生態系における注目種・群集の抽出に当たっては、現地調査の結果も踏まえ、自然環境と生物群集の分布の状況、食物連鎖関係を示す食物網の模式図等を基に、調査区域の生態系の構造及び機能を把握した上で、専門家等の指導・助言を踏まえ適宜見直す必要があること。
- (6) 生態系に与える影響の予測・評価に当たっては、注目種の生息・生育環境、生活史を考慮した現地調査を行うとともに、好適性区分やその分布等により可能な限り定量的に検討する必要があること。
- (7) 生態系に係る環境影響評価の把握は時間を要するので、事後調査を要する場合は必要な措置を講じること。

6. 景観

方法書にある主要な眺望点からの景観への影響の他に、事業実施区域周辺の生活の場における身近な眺望点からの景観への影響についても検討する必要があること。

7. 文化財

特に史跡地、天然記念物等の地域は、事業計画地から除外することが望ましい。

8. 廃棄物等

- (1) 廃棄物等については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、同法第3条に定める基本方針及び同法第4条に定める県の指針の趣旨に即して再資源化に努めることが求められており、廃棄物等の種類ごとに発生量、再資源化量について定量的な予測・評価を行う必要があること。
- (2) 産業廃棄物に限らず、事業系の一般廃棄物についても相当量が排出されるものと思われる所以、適切な対策を講じること。
- (3) 事業実施区域から土砂を搬出する場合、搬出土については、建設発生土の再利用を図るために、可能な限り工事間の流用を検討する必要がある。また、事業実施区域外から土砂を搬入する場合、土砂の採取による土地の改変を回避・低減するため、可能な限り工事間の流用を検討する必要があること。